

議案第 4 1 号

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成 2 6 年 6 月 9 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を
次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

6 第1項の規定における1週間の始期は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。